



『栄花物語』における城子立后 : 済時への太政大臣 追贈を手がかりに

彭, 溱

(Citation)

国文学研究ノート, 59:1-18

(Issue Date)

2020-03-31

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81012117>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012117>



『栄花物語』における城子立后

― 済時への太政大臣追贈を手がかりに ―

彭 溱

一、はじめに

『栄花物語』の巻十「ひかげのかづらは、寛弘八年（一〇一一）六月の三条天皇の即位式から書き始めている。その即位式で三条天皇の叔父かつ東宮敦成親王の外祖父である左大臣藤原道長が天皇の御輿の後ろに徒歩で供奉したくだりに、「あぢきなきことなりけれ。さるは（道長の）御有様などは、なぞの帝にか、かばかりめでたき御有様にこそと見たてまつり思ふに、口惜しうこそ」（①四九五）¹という描写があり、道長にある臣下という身分の制限を残念がる気持ちとどの天皇にも劣らない道長の立派な姿を賞賛する気持ちとがともに表されている。天皇と東宮の両方の後見である道長の権威が十分窺われるところである。

そのような道長であるが、翌年になって、早く立后の問題に直面する。三条天皇の後宮には、寛弘六年（一〇〇九）に入内した（①四四二）³道長次女妍子と、正暦二年（九九二）に入内した藤原済時長女城子がおり、前者は執政者の娘であり、後者は父済時に先立たれたが第一皇子敦明親王をはじめ多くの皇子女

を儲けており、いずれも有力な后候補である。世間にも「督の殿（妍子）にや、また宣耀殿（城子）にや」（①五〇〇）という二種の推測が広まっている。そこで、三条天皇は、妍子の立后を道長に数度提案し、妍子の立后後、また道長から城子の立后を三条天皇に奏請し、こうして一条朝に生じた二后並立が三条朝において再び出来した。

二后並立の現象はさておき、『栄花物語』に見える、立后の件における道長の対処が興味深い。三条天皇の妍子立后の提案に対し、道長は、皇子女がたくさん居る城子を先ず后に立てるべきであると言（①五〇三）、また、城子の立后に関して、自らその立后を天皇に度々提言した上に、近頃納言の娘（城子父済時は大納言で死去）²が后になった例はないという天皇の懸念を知って、済時に贈大臣の宣旨を下すような献策までした（①五〇七）。『栄花物語』に見られたこのような道長の姿勢について、松村博司氏は、『御堂関白記』と『小右記』の記載を踏まえて、⁴「道長は、二女妍子が長和元年二月十四日立后して中宮となった後、宣耀殿女御城子のことを天皇が言い出しかねて

いるのを察して、女御立后のことを仰せ出されるように奏上もしたのである。また、女御の父が大納言で死んでいるところから、納言の女が后になった例もないので、故大納言済時のために贈太政大臣（実は右大臣）の取計らいをしたのも道長であったであろう。しかしこれらのことが道長が心の底からしたことでないことは明白であり、『栄花物語』の城子立后記事に「描かれている道長の心情・行為は、作者の立場から見た道長賛美であり、実相とはほど遠いものがある」と提示した⁽⁵⁾。尤もな指摘であるが、実相とほど遠い点においては、済時に太政大臣を追贈したところも無視できないであろう。実際には、太政大臣ではなく右大臣が追贈されていたことは松村氏の指摘や新全集の頭注⁽⁶⁾（①五〇八）に示されたとおりであるが、『栄花物語』は何故そのまま右大臣とせずに太政大臣と改変したのが問題である⁽⁷⁾。太政大臣は、太政官における最高の官職であり、摂関との関係も緊密であった。納言の娘が后に相応しくないのでなら、史実どおりに済時を贈右大臣にすれば良いが、太政大臣にまで格上げしたのは、『栄花物語』独自の立后論理があるのではないかと思われる。特にその贈大臣の建議をしたのが、ほかでもなく城子の対立側に位置する道長であることを考えると、贈太政大臣にした『栄花物語』の改変は、なおさら注目に値する。

本稿は、この済時への贈太政大臣のことを手がかりに、『栄花物語』における城子の立后を検討し、城子立后から見出される『栄花物語』の歴史叙述の論理を探究する。

二、太政大臣追贈の意味合い

まず、太政大臣という官職について検討する。太政大臣は、元々皇太子または皇太子に準じる者が任じた職で、天智天皇十年（六七二）に任命された大友皇子と持統天皇四年（六九〇）に任じられた高市皇子が最初期の例である。けれども、その時の太政大臣に関する規定は不詳である。大宝令制定以降、太政大臣について、職員令には「師範一人、儀形四海、経邦論道、變理陰陽、無其人則闕」（二人に師範として、四海に儀形たり。邦を経め道を論じ、陰陽を變らげ理めむ。其の人無くは闕けよ。）とある⁽⁸⁾。天皇の師、一国の規範、国家を治め道理を論じ、天地自然の運行を穩やかにし、その人なければ即ち闕員とするという意味である。そのうち、「師範一人、儀形四海」が、唐令の三師（太師・太傅・太保）の規定に、「経邦論道、變理陰陽」が、三公（太尉・司徒・司空）の規定に一致したことから、太政大臣は、唐の三師・三公を一身に兼ねたものといえる。ところが、具体的な職権が付与されなかったために、「地位のみの官」と解されることもある⁽⁹⁾。それに対し、橋本義彦氏は、『続日本紀』の記事、『令義解』の釈義をはじめとする明法家の解釈、文章博士菅原道真らの勘奏とこれに基づく光孝天皇の詔を主要な材料とし、令制の太政大臣は、単なる職掌のない名譽職でなく、師範訓道と万機総摂の両面を持っていたことを明らかにした⁽¹⁰⁾。両者のうち、後者が、万機の政を統べ掌る摂政・関白の機能と

通じている。

そもそも、人臣最初の摂政藤原良房は、最初は文徳天皇崩御の前年（八五七）に右大臣から太政大臣に拔擢され、当時僅か八歳の皇太子惟仁親王（清和天皇。良房女明子所生）の補導後見を任され、惟仁親王の即位（八五八）後も引き続き太政大臣として幼帝を補佐した。摂政の詔を受けたのが貞観八年（八六六）のことであるが、「政治史的には良房の太政大臣任命にこそ人臣摂政制の出発点があったということが出来る」⁽¹¹⁾。良房の後、貞観十八年（八七六）に九歳であつた陽成天皇の即位に伴つて摂政となつた右大臣藤原基経も、元慶四年（八八〇）十二月四日に太政大臣に任じられた。その任命の詔には、

右大臣正二位藤原基経朝臣は、朕が親舅なり。忠貞心を持て、御世御世より天の下の政を相あななひ助け奉る事も久しくなりぬ。又朕が初載に及ばざりし時より、輔け導き崇め護り供へ奉れる所もあり。茲に因りて掛けまくも畏き太上天皇の詔命を持て、摂政の職に事よさし治め賜へり。朕が食国を平く安く、天照し治め聞し食す故は、此の大臣の力なり。而るに所帯官は摂政の職には相当らずと、頃年忝がり大坐しつ。今掛けまくも畏き太上天皇の詔旨にも、職は貴くて官は賤くてやは、久しく年を歴べき、太政官の其の人とは最も此の卿を謂ふべしと勅る御命もありき。掛けまくも畏き御命の任に、上げ給ひ治め給はむと、去の春夏

の間より仰せ給ひ大坐す。而るに、大臣の懇に畏まり辞讓び申すに依りて、今までに延し來たれり。今畏き本の御意を早く果し行ふべき物なりと、仰せ給ふ御命もあり。故是を以て太政大臣の官に上げ給ひ治め給はくと勅り給ふ。但し摂政の職は、今も弥益々に勤め仕へ奉れと勅る御命を、衆聞し食せと宣る。⁽¹²⁾

とある。要するに、基経の現在の右大臣という官は、摂政の職に相当せず、清和上皇の詔にも、そのような趣旨があるから、基経を太政大臣に引き上げ、但し摂政の勤めは、益々に奉仕せよということである。このように、太政大臣は、摂政に相応しい官であると考えられていた。ただ、「但し摂政の職は、今も弥益々に勤め仕へ奉れ」という付言は、太政大臣の任と摂政の職の並立ないし分離の徴候を表しているとも言われている。⁽¹³⁾基経以降、歴代の摂関は、円融朝の藤原頼忠まで、全て太政大臣を兼ねることになり、摂関以外の人が太政大臣に任じられることもなかった。一条朝に入つて、一条天皇の外祖父藤原兼家は、前代の関白太政大臣頼忠に代わつて、摂政となつたが、太政大臣を訳もなく頼忠から奪うわけにはいかず、結局摂政と太政大臣が分離することになった。これを機に、太政大臣は名譽職化してしまい、藤原為光・公季・信長のような摂関でない藤原氏の長老も任じられるようになった。けれども、橋本氏の指摘したとおり、師範訓道と万機総摂を兼ねた太政大臣は、後者の機

能を失っても、前者の機能が完全に定着し、天皇元服の時には、加冠奉仕のために、摂政が太政大臣になる必要があった。このような次第で、太政大臣と摂政の關係は断ち切れないものであった。

摂関政治時代までの太政大臣の基本的様相を確認したが、続いて、贈太政大臣ということの意味合いを考えたい。⁽¹⁴⁾寛治六年（一〇九一）『栄花物語』の内容はこの年までである）までの贈太政大臣の事例を『公卿補任』と『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』『日本紀略』『扶桑略記』に拠って本稿最後の付表の如く纏めてみた。合わせて二十二例あるが、藤原鎌足に関する贈太政大臣の記述は、『日本三代実録』天安二年（八五八）十二月九日条「贈太政大臣正一位藤原朝臣鎌足多武峯墓在大和国十市郡」という一箇所のみで、その内容も太政大臣の追贈ではなく鎌足の墓の所在地についてのものであるため、どのような経緯で追贈されたのかが不明である。ただ、『続日本紀』天平宝字八年（七六四）九月十八日条には未だ「近江朝内大臣藤原朝臣鎌足」とあるから、淳仁朝から清和朝の間に鎌足に対する追贈が行われたのであろう。また、藤原真楯の例は、『公卿補任』天平神護二年（七六六）条に「大納言、正三位、藤原朝臣真楯、五十二、正月八日任、式部卿如元、元名八束、三月十六日薨、贈太政大臣」と見えるが、『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』における真楯没後の記事には「大納言正二位真楯」という呼称が用いら

れているから、実際太政大臣を追贈されたかどうか、不審である。

以上の二例を除外して残りの二十例を見ると、薨去の同年に太政大臣を贈られた人は、藤原不比等、舍人親王、藤原永手、藤原高藤、藤原時平、藤原道兼、僅か六名であり、ほかの大半は、相当の年数（最短は藤原能信の例で八年、最長は橘奈良麻呂と菅原道真の例で九十年）を経ての追贈であるということに気付く。前者の場合、追贈の理由において、不比等は功臣かつ皇家の外戚、舍人親王は不詳であるが恐らく聖武天皇を補佐した功臣かつ皇室の長老、永手も功臣、高藤と時平は不詳であるがいずれも恐らく皇家の外戚であることが主な理由であろう。残りの道兼も不詳であるが、一条天皇の伯父で、しかも閑白になった数日後に薨去した（いわゆる「七日閑白」）ことから、追贈を得たかもしれない。また、後者の場合、太師藤原仲麻呂の請による藤原武智麻呂と藤原房前の追贈、理由が不詳の藤原種継と託宣という特殊な原因による菅原道真の追贈を除けば、全てが天皇との外戚関係による追贈である。除外した四例の中でも、種継は恐らく平城天皇の寵愛を得た娘葉子が追贈を実現させたのであり、武智麻呂（仲麻呂父）と房前（仲麻呂叔父）は追贈の提案者、淳和天皇の腹心の臣下仲麻呂との身内関係によったものである。総じてみれば、功臣や託宣といった特殊な理由以外に、皇家との外戚関係、時には天皇の寵を得た者との身内関係が太政大臣を追贈される主要な理由となっている。中

でも、天皇の外祖父・外曾祖父であるという理由が最も多く確認される。

託宣による道真への追贈の背景には、道真の崇りと道真の政敵時平早世後の忠平一族の繁栄があり、その追贈の意図に慰霊と忠平一族による道真の名誉回復とが含まれている。また、功臣に対する追贈は、言うまでもなく、その功績への称揚とそれを後世の模範にすることが主な目的である。では、外戚に対する追贈は、何のためであろうか。これについて、北村有貴江氏の提示した、「桓武は諸人への太政大臣追贈の詔の中で同時に、曾祖妣道公真妹の改氏姓、先帝光仁と自身の諱を避けることを宣している。この詔や桓武朝における追贈の背景には、自らの皇位の正当性の強調がうかがえる」ということが示唆的である。⁽¹⁵⁾氏は、また、桓武天皇の下した追贈の詔の冒頭にある「春秋之義、祖以子貴」という文を踏まえて、桓武天皇による外戚への追贈の思想的淵源は、「子以母貴、母以子貴」を書いた『春秋公羊伝』に求められると提示した。「子以母貴、母以子貴」は、母と子の地位の相互作用をよく表しており、外戚に対する追贈行為は即ちそのような原理を利用している。外戚に太政大臣を追贈することで、天皇の母系が格上げされると同時に、天皇自身の皇位の正当性も強化されることになる。

ところで、その追贈の官職に何故太政大臣が選ばれたのか。次の二点が考えられる。まず、太政大臣は太政官における最高の官職であるという点である。前記の如く、太政大臣は、師範

訓道と万機総摂の両面を兼ねた重職であり、兼家以降、万機総摂の機能を喪失したとしても、天皇の師・一国の規範という師範訓道の機能が常に生きており、天皇元服時にも加冠役の摂政は太政大臣になる必要があった。次に、太政大臣の地位は元々外戚の地位と関係を持っていたという点である。摂関政治初期の藤原良房から末期の藤原師実までの歴代の太政大臣（追贈ではなく生前任官された者。合わせて十五名である）は、藤原賴忠・公季・教通・信長の四名を除くと、全て天皇の外戚であった。前掲した基経の任太政大臣の詔の冒頭には、「右大臣正二位藤原基経朝臣は、朕が親舅なり」という文が見られる。また、良房や兼家、師実の場合にも、似た文があり、それらに対し、橋本氏は、「太政大臣の『師範訓道』の任が、外戚の保輔後見の立場に通ずるものである以上、天皇の外戚の地位が任太政大臣の理由の一つに挙げられるのも当然であろう」と指摘した。⁽¹⁶⁾外戚がよく任じられる重職であるからこそ、外戚に対する追贈を行う時、太政大臣という官職が皇位の正当性を求める天皇にとって、最も好都合かつ効果的なものであろう。

三、城子立後の論理

太政大臣の追贈は、確認したとおり、功績や託宣などによる特殊な追贈例のほかに、被追贈者がほとんど天皇の外戚であった。また、彼らに対する追贈の背景には、皇位の正当性、換言

すれば、皇権の安定性を求める天皇の意志が大きな要素となっていると思われる。これを踏まえて、『栄花物語』に描かれている城子父済時に対する太政大臣の追贈を見ると、史上の例と異なる論理で行われた追贈かのように見える。『栄花物語』において、済時に対する追贈は、納言の娘が近頃后になった例はないから、納言の父を持った城子の立后は反対されるのではないかと心配した三条天皇に対し、道長が提案したものである。つまり、その追贈は城子立后のために行われた臨機応変な対策のようなものである。天皇が寵愛した女性のために太政大臣を追贈する例はそれ以前にあるのかというと、平城天皇による薬子父藤原種継への太政大臣追贈が恐らく数えられるが、その追贈の詳細は不明である。ただ、平城天皇讓位前日のことであるから、少なくとも城子のように立后のためではないであろう。また、立后に際しての後一族に対する追贈に関して、弘仁六年（八一五）嵯峨天皇の夫人橘嘉智子が立后する際に父正五位下橘清友が従三位を追贈された例は存在するが（『日本後紀』弘仁六年七月十三日条）、太政大臣の追贈例は見受けられない。このように見ると、『栄花物語』の描いた立后のための太政大臣追贈は非現実的なものであると言わざるを得ない。実際、本稿のはじめで断ったように、済時への贈官は右大臣であった。では、贈右大臣から贈太政大臣に変えた『栄花物語』の叙述には、何かの深意があるのであろうか。『栄花物語』における立后条件の角度から検討してみたい。

『栄花物語』の立后条件に関して、福長進氏は、卷三十六「根あはせ」の後朱雀天皇の生子（藤原教通女）立后断念記事に対する論究において、「一の人の御女ならぬ人の、御子おはしまさぬがならせたまふ例はまたなきことと思しめして、せさせたまはぬなりけり」という後朱雀天皇が生子立后を断念する理由を示した一文に着目し、内親王の立后の要因や意義とは異なる藤原氏の女性の立后条件として摂関の娘であること（「一の人の御女」）或いは皇子を生んでいること（「御子おはしま」）が求められていると提示した^{（17）}。また、氏の検証したとおり、実際『栄花物語』に見える藤原氏の後たちを一人一人確認していくと、前者の条件によつて立后した者に、円融天皇后嬪子（藤原兼通女）と遵子（藤原頼忠女）・一条天皇后定子（藤原道隆女）と彰子（藤原道長女）・三条天皇后妍子（藤原道長女）・後一条天皇后威子（藤原道長女・藤原頼通養女）・後冷泉天皇后寛子（藤原頼通女）と敏子（藤原教通女）・白河天皇后賢子（源頭房女・藤原師実養女）、後者の条件によつて立后した者に、醍醐天皇后穩子（藤原基経女）・村上天皇后安子（藤原師輔女）・一条朝后詮子（藤原兼家女・一条天皇即位に伴つて皇太后となる）・三条天皇后城子（藤原済時女）があり、結果的に前記の二つの立后条件は、『栄花物語』の取り上げた全ての藤原氏出身の后に当てはまるものであった。

ところで、城子の属する後者のグループに目を向けると、四名の后の中で城子がやはり特別な存在のようである。何故かと

いうと、穩子・安子・詮子はいずれも藤原北家主流の女性であり、城子のみが傍流の出身であるからである。そして、更に細かく検討してみれば、先ず、穩子の場合、その立后の延喜二十三年（九二三）に、父基経と長兄時平は既にそれぞれ寛平三年（八九二）と延喜九年（九〇九）に没していたが、兄忠平は時平の早世後に藤氏長者として朝政を司り、有力な後見となっていた。同年三月に、穩子所生の東宮保明親王が二十一歳の若さで亡くなり、親王の死を悼惜した醍醐天皇は、朝政を三日停止し、賀茂祭の行事も取り消し、また四月二十日には、保明親王に崇りをなしたと思われた菅原道真を本官右大臣に戻し正二位を追贈する詔を下し、昌泰四年（九〇一）の道真追放の詔を破棄した。続いて、二十六日に女御であった穩子を中宮に立て、その三日後に保明親王の第一王子慶頼王を皇太子に立てた（『日本紀略』）。このように、穩子の立后は、有力な後見に支えられており、そして何よりも東宮保明親王の死が直接の原因となっていた。穩子以前、周知のように、所生皇子の践祚に伴って立后する（皇太后となる）のが通例であり、新たな東宮を立てるための穩子立后は、異例のことであった。ともかく、穩子の立后は、皇子を生んでいることによる立后のグループに類別されていても、皇子の存在だけがその立后の要因ではなく、忠平をはじめとした一族の支持と東宮の決定に関わる天皇の配慮が背後に働いていたのであった。

穩子立后に続き、安子立后もまた、東宮践祚以前に行われた。

ただ、穩子立后は立太子以前であることに比べ、安子立后は立太子以後のことである。天曆四年（九五〇）五月に、安子は村上天皇の第二皇子憲平親王（冷泉天皇）を出産し、その二か月後に憲平親王の立太子があった。安子の立后は、それより八年後の天徳二年（九五八）であった。憲平親王の迅速な立太子は、同年に藤原元方女祐姫が第一皇子広平親王を出産したことなく関係なものではなく、皇位継承の安定のために、村上天皇は、時の権力者である左大臣藤原実頼（安子伯父）と右大臣藤原師輔（安子父）に後見された憲平親王を早々に東宮に立てたのであろう。『栄花物語』巻一「月の宴」に、第一皇子を得た後の元方側の広平親王立太子の願望が描かれており（①二四）、当時の緊張した政治情勢が窺える。後見の強い安子が憲平親王を出産したことで、立太子問題は決着がついたが、安子の立后は直ちに実行されなかった。若しくは、実頼と師輔の後見を得た安子・憲平親王の地位が揺るぎないものであるから、安子の立后も必須ではないことによるのであろうか。では、八年後の安子立后は何のためであろう。その詳細は、諸史料に書かれていないが、憲平親王の精神障害が背景にあるのではないかと思われる。憲平親王の精神障害は『江記』などに記されているが、『栄花物語』にも元方の物の怪に悩まされた憲平親王の気の病がよく取り上げられている（①三四、①三九など）。幼少時に発見されなかった親王の精神的異常がその成長に伴い徐々に現れてきて、東宮の地位の確保のために、安子立后が改めて必要になっ

てきたのではないかと考えられる。或いは、ほかの安子腹皇子の立太子を考慮しての布石である可能性もあろう。実際、後に、安子腹の第四皇子が平親王と第五皇子守平親王（円融天皇）がいずれも有力な東宮候補となり、冷泉天皇即位後、源高明の嫡であつた為平親王を越して藤原北家の支持を得た守平親王が立太子した。このように、安子立后も、穩子立后の場合と同様、後見が強く、また立太子問題とも関わっていたといえよう。

続いて、詮子の立后であるが、穩子とも安子とも異なり、所生子懷仁親王（一条天皇）即位後のことであつた。つまり皇太后としての立后であつた。詮子は、前代円融天皇の女御であつたが、円融朝においては、関白藤原頼忠の娘遵子が皇子を生んでいないにも関わらず立后した。円融天皇の唯一の皇子を生んだ詮子を差し置いた遵子立后は、詮子父右大臣藤原兼家の強烈な不満を招いた。『栄花物語』巻二「花山たづぬる中納言」に、「帝の御心掟（円融天皇の遵子立后の決定）を、世人も目もあやにあさましきことに申し思へり。一の御子おはする女御（詮子）を描きながら、かく御子もおはせぬ女御（遵子）の后にのたまひぬること、やすからぬことに世の人なやみ申して、素腹の后とぞつけたてまつりたりける」（①一一）とあり、皇子のいない遵子の立后に対する世間の批判が描かれ、しかもその矛先が円融天皇に向けられている。九条流（藤原師輔一族）である兼家に肩を持つ『栄花物語』の視点ではあるが、当時の現実をある程度反映したのであろう。実際、円融朝には、遵子の

前に、先代関白であつた藤原兼通の娘故中宮嬪子も皇子のいない立后であつた。嬪子立后は、彼女の入内五か月後のことであり、前述した摂関の娘であることによる立后の初例でもあつた。その背景には、村上天皇の時代から始まつた九条流の政治基盤の発展があり、村上天皇崩御後に即位した冷泉天皇と円融天皇はいずれも師輔女安子が生んだ子であり、政権は主に九条流に握られていた。ところで、遵子は嬪子と異なつて小野宮流（藤原実頼一族）のほうに属し、その立后は、九条流内部における兼通・兼家兄弟（いずれも師輔男）の不和による結果ともいえる¹⁸。また、冷泉院の皇子（冷泉院女御である兼家長女超子が居貞・為尊・敦道親王三人を儲けた）を擁した兼家側に対する円融天皇の警戒心も一因かもしれない¹⁹。こうした複雑な要素が交わり、円融朝における詮子の立后が叶わず、一条朝になつて皇太后としての立后が生じたのであつた。

以上のように、城子と同じく皇子を生んでいることによって立后した穩子・安子・詮子三人の事情を検討したが、その共通点として、三人とも有力な後見を持つこと、またいずれの立后も皇位継承問題と関わる事が挙げられる。これに照準して城子の場合を見ると、先ず後見の欠如という大きな不足点が際立つ。父済時は、城子立后（長和元年（一〇一二）の十七年前（長徳元年（九九五））に大納言という官職で没した。弟通任も行事における不始末が多く、あまり頼りになるような器ではなかったらしい²⁰。このような次第で、城子よりかなり後に入内し

た道長女妍子が皇子もいないままに先に立后した。しかし、妍子にとって優位な点もないわけではなかった。それは、親王四人内親王二人を儲けたことと三条天皇との長年の睦まじい夫婦関係のことである。『栄花物語』巻十「ひかげのかづら」に、三条天皇の妍子立后の提案に謙譲の態度を取る道長の、「年ごろにもならせたまひぬ、宮たちもあまたおはします宣耀殿（妍子）こそ、まづさやう（立后）にはおはしますさめ」（①五〇三）という発言にも、妍子のそのような優勢が窺われる。また、妍子立后の際にも、道長の発言に託して、

まことにいみじかりける人の御有様なり。女の幸ひの本には、この宮（妍子）をなんしたてまつるべき。親（済時）などにも後れたまひて、わが御身一つにて、年ごろになりたまひぬるに、またけしからずびんなきことし出でたまはず。まづはこころ多くおはする宮たちの御なかに、しれ者のまじらぬにてきはめつかし。いみじき村上の先帝と申ししかど、かの大將（済時）の妹の宣耀殿女御（芳子）の生みたまへりし八の宮（永平親王）こそは、世のしれ者のいみじき例よ。それにこの宮たち五六人おはするに、すべてしれかたくなしきがなきなり（①五〇九）

という文が書いてあり、妍子の叔母・村上天皇女御芳子所生の「しれ者」である永平親王に比べ、妍子所生の六人の皇子女が

いずれも正常であることが讃えられている。妍子家系の暗部を露出させたこの賞賛の仕方は、有効とはいえないという指摘があるが、妍子立后を対象化する際に、『栄花物語』はとりわけ妍子所生皇子女が存在に注目したことが確かである。これを踏まえて、前記の第二の共通点、つまり穩子・安子・詮子の立后がいずれも皇位継承問題と関わるという点を妍子の場合と照合する。

後見の欠如の代わりに、皇子女が存在が妍子立后を支える最大の根拠として何度も描かれているが、その描写は、あくまで「宮たちもあまたおはします」「こころ多くおはする宮たち」「この宮たち五六人おはする」の如く、妍子の皇子女を一つの全体として捉えたものである。妍子腹の第一皇子である敦明親王に關するまとまった記述は一箇所もなかった。つまり、妍子立后は、恰も皇位継承問題との関わりがないように描かれている。ところが、済時への太政大臣追贈という描写には、単に妍子立后を正当化するのではなく、敦明親王の立太子ひいては即位の可能性を讀者に仄めかす意図もあるのではないかと思われる。皇子を生んでいることによる妍子立后には、名目的にも大臣である父の存在が必要であり、それに応対して道長が済時に大臣を追贈するということを三条天皇に提案した。しかし、『栄花物語』は、史実での贈右大臣を贈太政大臣に改変した。前記のとおり、太政大臣は、かつて摂政に相応しい官であると考えられ、『栄花物語』の時代までの歴代の太政大臣は、ほとんど摂

関が兼任しており、その意味で太政大臣と摂関との間に通じ合う一面があった。太政大臣の本來持した万機総摂の機能は、万機の政を行う摂関の機能と一致し、既に検討した人臣最初の摂政良房の例からも分かるように、摂政は太政大臣から派生したものと考えられる。兼家の時代から太政大臣は摂関と分離して名譽職化したとしても、師範訓道という機能が常に有効であり、太政大臣という官職の重みは保たれていた。また、太政大臣の追贈において、被追贈者がほとんど天皇の外戚であり、その追贈の裏には天皇の皇位正当性の強化という意図もあった。とすれば、済時への太政大臣追贈は、摂関と繋がりを持ち、しかもほとんど外戚に追贈された重職を城子父に贈ることで、城子一族の格上げと敦明親王の皇嗣としての正当性の強調を果たすという意味合いが持たされているのではないかと思える。実際、三条天皇讓位後、敦明親王が東宮に立てられた。『栄花物語』は、城子立后の記述において、敦明親王の立太子問題を表面化させていないけれども、済時への贈太政大臣という史実の改変を通して、城子立后に特殊な意味を付与したと思われる。つまり、済時への贈太政大臣を経ての城子立后は、敦明親王の皇位継承の正当性にも影響を及ぼし、その立后が暗に皇位継承問題との連鎖の中で据えられているということである。

四、道長の位置付け

済時への贈太政大臣を経ての城子立后は、暗に敦明親王の立太子問題と関わりを持つなら、その贈太政大臣の提案を出した道長の位置付けが問題となってくる。『栄花物語』において、道長は、城子立后のみならず、敦明親王の立太子をも快く支持したのであるうか。ここで先ず注目したいのは、卷十「ひかげのかづら」の長和元年（一〇二二）年頭の記事（①四九九、五〇〇）である。前年十月に三条天皇の父冷泉院が崩御し、世の中がすべて諒闇になり（①四九七）、年が改まった長和元年の元三日もいつものようではなく、しんみりとした様子であった。服喪中の三条天皇は、部屋に閉じこもり、清涼殿の上の御局にいる妍子のところにも容易く渡らなかった。そこで、城子所生の皇子たちが年始の挨拶に参上してきて、上の女房たちは、数十年ぶりに大勢の皇子たちが宮中に集まったことに感動し、皇子のたくさんいた村上・宇多天皇の時代を引き合いに出しながら、城子腹の敦明・敦儀・敦平親王を賞賛した。一方、妍子方の女房は、平素より人目が多いような心地がして、いつものようにおしゃべりすることもできなかった。この年頭記事から、皇子に恵まれた城子方の賑わしさとそれを褒め立てる天皇付きの女房たちの姿勢、そしてそれらに対する妍子方の苦々しい思いが窺われる。妍子・道長にとって、城子および城子所生の皇子たちは、決して面白くない存在であった。前記立后記事にお

ける道長の城子賞賛の発言には、城子所生皇子女のことが話の中心に据えられており、それもある意味で、道長が城子腹の皇子女をかなり意識したことの表徴である。ところが、『栄花物語』は、そのような両方の間の衝突を匂わせながらも表面化させることなく、あくまで城子方に協力的な道長像を作り上げていく。それは、城子立后記事に描かれている道長の積極的な姿勢に鑑みて明白なことであるが、巻十三「ゆふしで」の敦明親王東宮辞退の記事にも、敦明親王の辞退を引き止めようとする道長の姿が記されている。

されど殿の御前（道長）に、（敦明親王は）さるべき人して、かやうになんとまねび申させたまふ。殿の御前道長、「い」とあるまじき御事（東宮辞退）なり。さは、故院（三条院）の御継なくてやませたまふべきか。いみじかりし世の御物の怪なれば、それがさ思はせたまつるならむ」とのたまはせて、聞き入れさせたまはぬを、「いかで対面せん」とたびたび聞えさせたまへば、殿（道長）参らせたまへり。おぼつかなき世の御物語など聞えさせたまひて、次に、「なほ身の宿世の悪きにやはべらん、かくうるはしき有様こそいとむつかしけれ。いかでおりはべりなん。おりはべりて、一の院といはれてはべらん」と聞えさせたまへば、「さらにあるまじき御心掟におはします。故院（三条院）のよろづに御後見仕うまつるべきよし仰せられしかば、みなさ思

うたまへながら、えさらぬことの多くはべれば、内にも当代（後一条天皇）いと幼くおはしませば、よろづ暇なくさぶらひてなん。なかについて、この一品宮（禎子内親王）の御ためを思うたまふれば、心のどかに世をも思したもたせたまひておはしまさんこそ、頼もしうれしうさぶらふべけれ。ただこれは、こと事ならじ、御物の怪の思さるるなめり」と申させたまへば（②一〇六―一〇七）

長和五年（一〇一六）正月に三条天皇の讓位に伴って東宮となった敦明親王は、翌寛仁元年（一〇一七）三条院崩御三か月後の八月に、東宮を辞退した。『栄花物語』において、東宮を辞退しようとした敦明親王は、最初に母宮城子にその意志を伝えたが、城子が「いと心憂き御心なり。御物の怪の思はせたまつるならん。故院（三条院）のあるべきさまにし据ゑたまつらせたまひし御事をも、いかに思しめして、やがて御跡をも継がず、世の例にもならむと思しめすぞ」と常に戒め、しかも所々に祈祷をさせたり敦明親王身辺の殿上人を呼び出したりして、東宮辞退のことを阻止しようとした（②一〇五）。ところが、敦明親王が転じて道長に相談を求めることにした。敦明親王の望みを聞いた道長は、前掲引用文の傍線部のように、城子と趣旨の似た諫言をしたのである。つまり、城子も道長も、東宮を辞退するのがあるまいことであり、東宮を辞退されたら故三条院の皇統が絶えてしまうことになり、きっと物の怪が敦明親

王にそう思わせたのであろうと言い、敦明親王の東宮辞退に強く反対した。このように、道長は、敦明親王の東宮辞退の件において、城子と同じ立場に立っていた。

また、道長が反対する理由を伝えるものに、同じく前掲引用文に見られる「故院（三条院）のよろづに御後見仕うまつるべきよし仰せられしかば（中略）頼もしうれしうさぶらふべけれ」という道長の発言がある。この発言に、故三条院から敦明親王の後見を頼まれたが、やむをえぬことが多く、今上（後一条天皇）も幼少で、万事につけて暇がないため、思うように奉仕できなかった、しかし他意はなく、ことに禎子内親王（敦明親王の異母妹、妍子所生）の将来を案じて、敦明親王が東宮に就いたほうが頼もしいという意思が表されている。道長に対する故三条院の後見依頼は、卷十二「たまのむらぎく」後一条天皇即位記事に「院（三条院）、東宮（敦明親王）の御事をさへ申しつけさせたまへば、姫宮（禎子内親王）の御事を思ひきこえさせたまへば、御暇もおはしまさねど、よろづあつかひきこえさせたまふ」（②七一）と見えている。この記述は、三条朝の始めにある「ただ殿（道長）かたがたに御暇なく、内（三条天皇）、東宮（敦成親王）、院（一条院）など参り定めさせたまふほど、えもいはずあさましきまで見えさせたまふ御幸ひかなど、めでたく見えさせたまふ」（①四七〇）、「内（三条天皇）の御後見も、殿（道長）仕うまつらせたまふ。東宮（敦成親王）の御はたさらなり。なほめづらかなる御有様を、同じことのや

うなれど、尽きせず世人申し思へり」（①四七九）、冷泉院崩御記事にある「まづ御葬送の事など、よろづに大殿（道長）のみぞ掟て仕うまつらせたまふ」（①四九八）といった記述と似ており、万事を仕切り朝廷の後見を務める道長の有様が強調され、賛美されている。道長のそうした朝廷の後見の一面に注目すれば、政情に不安をもたらしかねない敦明親王の東宮辞退に反対を示した彼の態度も合理的に見える。勿論、禎子内親王の将来をとりわけ案じた道長の思惑は、私情を交えたものともいえるが（禎子内親王は道長の外孫である）、敦明親王の地位が高ければ禎子内親王の将来も頼もしくなるという道長の考え自体、敦明親王・城子と禎子内親王・妍子を対立する二つの陣営として認識するのではなく、ともに三条院の御子または后として同一視していることのあらわれである。

ところが、城子立后の記事と同様、敦明親王東宮辞退の記事における道長像も、実相とはほど遠いもののようである。そもそも、敦明親王の立太子に対し、道長は最初から不賛成であったらしい。長和四年（一〇一五）、讓位を決めた三条天皇は、新東宮に敦明親王を立てる意向を道長に伝えたが、『小右記』同年十二月二十四日条にある「有御讓位・青宮等（事）、事可早々、李部宮可立給東宮、不可申左右、准（唯）甚多不便事等者」（「御讓位と新東宮の事が決まった。事は早々とすべきである。敦明親王が東宮に立たれることになった。あれこれ申すことはできない。ただ、甚だ便宜のない事が多い」と道長が仰った⁽²⁾）のよ

うに、道長は、敦明親王の立太子に難色を示した。また、敦明親王の東宮坊の任官に関して、『小右記』長和五年（一〇一六）正月十九日・二十六日条によると、道長は、東宮大夫と東宮傳にそれぞれ右大臣藤原顕光（敦明親王妃延子の父）と修理大夫藤原通任（城子の弟）を指名し、道長の子息を東宮大夫に任じたいという三条天皇の要望を拒み、そして右衛門督藤原懷平をはじめとした上下の者も敦明親王の坊官を固辞したという⁽²³⁾。道長の指名した顕光と通任は、ともに敦明親王と身内関係の者であったが、顕光は、『小右記』と『左経記』の記載によれば、朝廷の儀式もこなせない無能な大臣であり、また通任も、既に触れたとおり、あまり頼りになれるような者ではなかった。三条天皇の意向に反して顕光と通任を推薦し自家の子息の任用を拒んだ道長は、東宮敦明親王の孤立化を図ったと言われている⁽²⁵⁾。三条院が崩御して間もなく、敦明親王が自発的に東宮辞退を選んだのは、即ちそのような道長の策略の産物であろう。しかし、『栄花物語』は、敦明親王が東宮を辞退する理由についても、

東宮（敦明親王）、などの御心の催しにかおはしますらん、かくてかぎりなき御身を何とも思されず、昔の御忍び歩きのみ恋しく思されて、時々につけての花も紅葉も、御心にまかせて御覽ぜしのみ恋しく、いかでさやうにてもありにしがなどのみ思しめさるる御心、夜昼急に思さるるもわり

なくて、皇后宮（城子）に、「一生いくばくにはべらぬに、なほかくてはべるこそいといふせくはべれ。さるべきにやはべらん、古の有様に心やすくてこそあらまほしくはべれ」など、をりをりに聞えたまへば（②一〇五）

とあるように、遊び心から東宮の身分に不自由を感じ、昔の風流な生活に戻りたいという敦明親王の心情のみを描き、その東宮辞退があくまで敦明親王個人の資質によるものであると仄めかしている。道長からの圧力に関する言及はないどころか、道長を城子と同じ立場に据え、敦明親王の決意を挽回しようとする側に回している。そして、敦明親王から出家の志を聞かされてはじめて、道長は仕方なく彼の辞退を認めたと描いている（②一〇七）。以上のように、敦明親王の東宮辞退記事に見られる道長の人物像は、城子立后記事のそれと一貫しており、城子側に協力的な一面が確認され、朝廷の後見としての性格が看取される。道長に対するそのような位置付けがあつて、城子父に太政大臣を追贈することを提案したり、敦明親王の東宮辞退を懇ろに諫めたりする彼の言行が、『栄花物語』において成立しえたと考えられよう。ここで、再び本稿の冒頭で触れた、三条天皇の即位式の描写に見える天皇にも匹敵する道長の素晴らしさに対する賞賛を顧みると、『栄花物語』における道長は、もはや臣下の位相を超越し、一国のリーダーに等しいといえる。それは、巻十五「うたがひ」の、道長出家時に戒師を務めた院源

の言葉にある「年ごろの間、世の固め、一切衆生の父としてよるづの人をはぐくみ、正法をもて国を治め、非道の政なくて過ぐさせたまふに」(②一七八)という道長への評価からも読み取れるものであった。

五、むすびにかえて

済時への贈太政大臣を手がかりに『栄花物語』における城子立後の論理を検討してきたが、要点を纏めると以下のようになる。

『栄花物語』において、城子立後のために、道長は、城子父済時に太政大臣を追贈することを三条天皇に提案した。しかし、史実では、済時への贈官は、太政大臣ではなく右大臣であった。太政大臣は、師範訓道と万機総摂の両面を兼ねた、太政官における最高の官職であり、摂関政治初期から摂政に相応しい官職と考えられ、摂関以外の者が任じられたこともなかった。兼家の時代から、太政大臣は摂関と分離し、万機総摂の機能も失い、名誉職化した。師範訓道の機能を保ち続け、天皇元服時に加冠役の摂政が太政大臣になる必要があり、重みのある官職であるという点は変わらなかった。また、太政大臣の地位は、外戚の地位と深い関係を持ち、摂関政治時代における歴代の太政大臣は、ほとんど天皇の外戚であり、太政大臣の追贈においても、被追贈者がほとんど天皇の外戚であった。外戚に太政大臣を追

贈することは、「子以母貴、母以子貴」という原理を利用し、天皇の母系を格上げしたと同時に、天皇自身の皇位の正当性をも強化した。

『栄花物語』における済時への太政大臣追贈も、そのような原理を重視して理解すべきである。済時への太政大臣追贈は、城子一族の格上げを果たし、城子立后を正当化したのみではなく、城子腹である敦明親王の皇嗣としての正当性にも影響を及ぼした。済時への贈太政大臣を経ての城子立后は、敦明親王の立太子と暗に連結されていたといえる。そして、追贈の提案者道長は、『栄花物語』において、城子立後のみならず、敦明親王の立太子をも支持したことになる。それは、敦明親王の東宮辞退記事における、城子と同じく敦明親王の退位に強く反対した道長の人物像を見ても、看取されるものである。『栄花物語』における道長は、城子・敦明親王の対立側にいる人物ではなく、「世の固め、一切衆生の父としてよるづの人をはぐくみ、正法をもて国を治め」る朝廷の後見として位置付けられている。そういう位置付けがあるから、済時への贈太政大臣を提案したり、敦明親王の東宮辞退を止めようとしたりする道長の言行は、実相とはほど遠いけれども、『栄花物語』の歴史叙述の中では、合理的なものとなっている。

*本稿は、神戸大学に留学していた間に着想を得たものであり、ご指導を賜った先生とご意見をくださった先輩方に心より御礼申し上げます。

る。また、留学助成金をご援助くださった国家留学基金管理委員会(中国)と阿含宗(日本)に深く感謝する。

(1) 『栄花物語』の引用は、新編日本古典文学全集(以下、新全集と略す)による。算用数字と漢数字は、それぞれ巻数と頁数を示す。また、引用文の括弧内の内容は、引用者による説明である。特に断らない場合、以下同。

(2) 巻九「いはかげ」に「内(三条天皇)の御後見も、殿(道長)仕うまつらせたまふ。東宮(敦成親王)の御はたさらなり」(①四七九)とある。

(3) 史実では、寛弘七年(一〇一〇)のことである。

(4) 『御堂関白記』長和元年(一〇一二)三月七日程に、三条天皇の仰せを承った道長が城子立后を認めたと書かれているが、『栄花物語』にある「大殿(道長)の御心、何ごともあさましきまで人の心の中をくませたまふにより、内裏にしばしば参らせたまひて、『ここの宮たちのおはしますに、宣耀殿(城子)のかくておはします、いとふびんなることにはり。早うこの御事(城子立后)をこそせさせたまはめ』と奏させたまへば」(①五〇七)のように、配慮の行き届いた道長が三条天皇の意向を察して自ら城子立后を主張したことは他史料から確定できない。また『小右記』同四月二十七日、即ち城子立后当日条によれば、中宮妍子の参内も城子立后の日に行われ、ほとんどの公卿は道長に追従して妍子のほうに供奉し、城子立后の儀には、左大臣道長を

含めて右大臣顕光・内大臣公季の三大臣が不参で(顕光と公季は障りを申した)、大納言実資をはじめとした上達部四人のみが参列したことになり、その上、城子立后の宣命草について、実資は道長から二回の修正を求められ、「しりへの政」や「闇中の政」に関する記述が削除変更された。立后宣命に関わる道長の干渉は、黒板伸夫氏(『藤原行成』、吉川弘文館、一九九四年)や久下裕利氏(『『栄花物語』の記憶―三条天皇の時代を中心として―』、山中裕・久下裕利編『栄花物語の新研究―歴史と物語を考える―』所収、新典社、二〇一七年)の指摘したとおり、城子の後宮を統括する后権を剥奪し、彼女を名ばかりの皇后にしようとしたものであると考えられる。

(5) 松村博司『栄花物語全注釈(三)』、角川書店、一九七二年、一二五頁。「実は右大臣」という括弧内のものは、著者松村氏による説明である。

(6) 『補任』『分脈』によると、贈右大臣。」

(7) 『公卿補任』によれば、済時以前、右大臣の追贈を受けた者に、大伴御行、藤原百川、文室大市、石上宅嗣、紀船守、菅原道真などがおり(特に太玉元年(七〇一)の大伴御行の右大臣追贈は、『公卿補任』大宝元年条に「追贈官位始於此矣」と記されている)、また、左大臣の追贈を受けた者も藤原房前、藤原魚名、藤原種継、藤原園人、藤原長良、菅原道真など数人いたことから、贈大臣＝贈太政大臣という理解が当時において成り立ち難く、『栄花物語』作者は贈大臣が即ち贈太政大臣のことであると誤解する可

能性もほぼ無い。『栄花物語』に見られる済時の贈太政大臣の記述は作者による改変であると考えたい。

- (8) 井上光貞ほか校注『律令』新装版、岩波書店、一九九四年、一五八頁。

- (9) 前注(8) 井上光貞ほか校注『律令』、五一三頁。

- (10) 橋本義彦『平安貴族』所収「太政大臣治草考」、平凡社、一九八六年。

- (11) 前注(10) 橋本義彦『太政大臣治草考』、二二九頁。

- (12) 武田祐吉・佐藤謙三訳『訓読日本三代実録』復刻版、臨川書店、一九八六年、八九八頁。漢字の表記は、筆者によって適宜に改めた。

- (13) 前注(10) 橋本義彦『太政大臣治草考』、二二〇頁。

- (14) 太政大臣の追贈に関する先行研究に、北村有貴江「贈官としての太政大臣―摂関制成立の前史として―」(寧楽史苑、四五号、二〇〇〇年)がある。八世紀末から九世紀半ばまでの太政大臣の性格を、追贈という形態から検討し、太政大臣が姻戚関係を背景として王権と密接に絡み合っていることを論じたものである。本稿は、考察の範囲を広めて、はじめて贈太政大臣のあった七二〇年から『栄花物語』所収最終の一〇九二年までの事例を検討の対象に入れる。

- (15) 前注(14) 北村有貴江「贈官としての太政大臣―摂関制成立の前史として―」、一四頁。

- (16) 前注(10) 橋本義彦『太政大臣治草考』、二三四頁。

- (17) 福長進「『栄花物語』続編の歴史叙述―立后と摂関継承問題をめぐって―」、加藤静子・福長進編『日本文学ジャーナル第6号 歴史物語の表現世界』(古典ライブラリー、二〇一八年六月)所収。

- (18) 兼家と不仲であった兼通は、関白となった後、兼家の昇進を止め、従兄弟の頼忠(実頼男)を政務の相談相手とし、薨去前に、更に兼家を治部卿に降格させ、頼忠を後任の関白とした。それにより、頼忠が関白となり、娘遵子を入内させ、兼通女中宮嬪子の薨去後、遵子が関白の娘として立后した。

- (19) 高橋麻織「『栄花物語』円融天皇による遵子立后―摂関職と皇統の問題から―」、物語研究、一〇号、二〇一〇年三月。

- (20) 池田尚隆「『栄花』と『源氏』と『小右記』―藤原城子記事を中心に―」、山梨大学教育学部研究報告第一分冊人文社会科学系、三九号、一九八八年。

- (21) 新全集『栄花物語』の頭注(①五一〇)を参照。

- (22) 『小右記』の引用は、大日本古記録による。現代語訳は、倉本一宏『現代語訳小右記7 後一条天皇即位』(吉川弘文館、二〇一八年)を参照。

- (23) 『小右記』長和五年(一〇一六)正月十九日条「頭中将(資平)来云、春宮大夫事具以奏聞、早旦参左相府(道長、申案内、命云、傳右大臣(顕光)、大夫修理大夫(通任)、此外更不可被仰他人、太無便事也者。同二十六日条「春宮大夫事、左府(道長)子公卿雖有仰事、父相府(道長)一切不承、右衛門督(懷平)

固辞申云、以修理大夫（通任）可被任云々、以備前守景理被擬亮云々、辞申無極云々、其詞云、事若美者、晦跡於山林云々、東宮（敦明親王）事等上下辞遁、恠也」。

- (24) 『小右記』長和五年正月二十五日・二十七日条に、右大臣顯光は、三条帝の讓位に備える固閑の儀を間違つた作法で行つたため、卿相たちに嘲笑され、道長に「至愚之又至愚」と罵倒されたとある。『左経記』同二十五日条にも、顯光の作法が頗る例に違反するとある。また、『小右記』寛仁元年（一〇一七）十一月十八日条には、顯光は五位になつてから大臣に至るまで万人に嘲笑されていたという顯光に対する酷評が見える。

- (25) 大津透・池田尚隆編『藤原道長事典―御堂関白記からみる貴族社会―』、思文閣、二〇一七年、一四八頁。

（ほう しん／北京外国語大学日本学研究センター博士後期課程）

付表 贈太政大臣の事例

被追贈者	薨去年	追贈年	薨去時の官・贈官	追贈の理由
*藤原鎌足	六六九、天智朝	不詳、淳仁朝から清和朝の間か	内大臣・贈太政大臣	不詳
藤原不比等	七二〇、元正朝	七二〇、元正朝	右大臣・贈太政大臣	功臣、また皇家の外戚
舍人親王	七三五、聖武朝	七三五、聖武朝	知太政官事・贈太政大臣	不詳、聖武天皇を輔佐した皇室の長老であるためか
藤原智麻呂	七三七、聖武朝	七三七、聖武朝	左大臣・贈太政大臣	太師藤原仲麻呂の請
藤原房前	七三七、聖武朝	七三〇、淳仁朝	参議・贈左大臣 ↓贈太政大臣	不詳、聖武天皇の伯父ではあるが 太師藤原仲麻呂の請
紀諸人	七〇九から七七九の間	七八五、桓武朝	内蔵頭?・贈太政大臣 参議・贈太政大臣	桓武天皇の外曾祖父 不詳、仁明天皇の外曾祖父であるためか
橘奈良麻呂	七五七、孝謙朝	年不詳、仁明朝	参議・贈太政大臣 ↓贈太政大臣	仁明天皇の外曾祖父 不詳
*藤原真橘	七六六、称徳朝	七八七、仁明朝	大納言・贈太政大臣	不詳
藤原永手	七七一、光仁朝	七八七、称徳朝	左大臣・贈太政大臣	功臣
藤原良繼	七七七、光仁朝	八〇六、平城朝	左大臣・贈太政大臣	平城天皇の外祖父
藤原百川	七七九、光仁朝	七八三、桓武朝	参議・贈右大臣	不詳、親王・東宮時代の桓武天皇を輔佐したためか
藤原種繼	七八五、桓武朝	七八五、桓武朝	中納言・贈左大臣 ↓贈太政大臣	淳和天皇の外祖父 暗殺され、桓武天皇悼惜
橘清友	七八九、桓武朝	八〇九、平城朝	内舍人・贈太政大臣	不詳、薬子が平城天皇讓位直前に亡き父種繼を贈太政大臣にしたか
藤原冬嗣	八二六、淳和朝	八三九、仁明朝	左大臣・贈太政大臣	仁明天皇の外祖父
藤原長良	八五六、文徳朝	八七九、陽成朝	權成天皇の外祖父 權成天皇の外祖父	文徳天皇の外祖父 陽成天皇の外祖父
藤原総繼	八一から八三九の間	八八五、光孝朝	不詳・贈太政大臣	陽成天皇の外祖父
仲野親王	八六七、清和朝	八八七、宇多朝	大宰帥・贈太政大臣	光孝天皇の外祖父
藤原高藤	九〇〇、醍醐朝	九〇〇、醍醐朝	内大臣・贈太政大臣	宇多天皇の外祖父
菅原道真	九〇三、醍醐朝	九一三、醍醐朝	大宰員外帥・本官右大臣 ↓贈左大臣	不詳、醍醐天皇の外祖父であるためか 道真の崇り
藤原時平	九〇九、醍醐朝	九一三、一条朝	託宣	託宣
藤原道兼	九九五、一条朝	九〇九、醍醐朝	左大臣・贈太政大臣 関白右大臣・贈太政大臣	不詳、皇家の外戚ではあるが(東宮保明親王の伯父) 不詳、一条天皇の伯父ではあるが
藤原能信	一〇六五、後冷泉朝	九九五、一条朝 一〇七三、白河朝	權大納言・贈太政大臣	白河天皇の外祖父